

大豊町森林環境総合支援事業費補助金交付要綱（令和4年4月1日大豊町要綱第21号）

最終改正:令和4年7月1日大豊町要綱第37号

改正内容:令和4年7月1日大豊町要綱第37号 [令和4年7月1日]

別表第1（第2条、第3条関係）

事業区分	事業細目	補助事業者	補助対象経費	補助率	その他条件
路網等整備事業	路網設計踏査事業	高知県が認定した「育成経営体」あるいは「意欲と能力のある林業事業者」でかつ、町内における森林経営計画策定実績のあるもの	「路網開設事業」、「橋りょう整備事業」を検討するにあたり、地形条件による路網開設、橋りょう設置の可否について把握するための現地踏査等に要する経費	10/10以内	森林管理意向調査委託業務を実施した林班、その林班に隣接する林班又は隣接する複数林班において実施するもので町長が必要と認めたものに限る。
	路網開設事業		高知県林業専用道作設指針(平成24年3月1日施行)に適合する設計基準で開設しようとする路網の調査、測量設計、積算及び開設に要する経費	10/10以内	森林管理意向調査委託業務を実施した林班又はその林班へのアクセスに必要と町長が認めたものに限る。
	路網改良事業		未整備森林等へのアクセスを確保するため、既設の森林作業道等の改良(拡幅工事や路面整備等)が必要な個所の整備に要する経費	1メートル当たり5,000円以内	
	橋りょう整備事業		未整備森林等へのアクセスを確保するために行う橋りょうの設計及び設置、修繕及び改良に要する経費	10/10以内	
	搬出間伐促進事業		森林所有者(自伐林家及び自伐型林家を含む)	7ないすぎ14級、ヒノキ18級級の人工林の間伐実施に係る伐採及び搬出集積に要する費用 その搬出間伐に伴う作業道開設に係る費用	搬出間伐(間伐率20%以上): 122,000円/ha 作業道開設(幅員2.0m以上): 800円 (幅員2.5m以上): 1,100円
経営体育成事業	情報機器等整備事業	町内に事業所を有する高知県が認定した「育成経営体」あるいは「意欲と能力のある林業事業者」	日報管理システム等の導入に必要なソフト及び機器の設計又は施工、あるいはその両方に要する経費	10/10以内	設計と施工を別の年度において実施する場合は、設計を行った年度の翌年度に施工を完了する。ただし、翌年度において、施工に対する本事業の予算措置がなされなかった場合は、その限りではない。
	環境整備機械レンタル		森林整備によって町内木材集積基地に	10/10以内	機械のレンタルは年度内で1台までとする。

	等事業		搬出された木材等を整理するために必要な機械のレンタル等に要する経費		
	林業機械導入事業		高性能林業機械等導入に要する経費	2/10以内	他の補助事業を受けられない場合に限る。
	林業機械リース事業		高性能林業機械等のリースに要する経費（リース対象物件の取得に要する経費から残存価格がある場合は残存価格を引いたものとする。）	2/10以内	
林業担い手事業	林業後継者育成事業	町内に事業所を有する高知県が認定した「育成経営体」あるいは「意欲と能力のある林業事業者」	全国森林組合連合会等の実施する「緑の雇用」現場技能者育成対策事業の研修期間中（1年目～3年目）において、研修生（補助対象者）が林業就業に必要な技術・技能を習得するための経費として、1人当たりの月額を補助する。ただし、支給の対象となった月の補助金額は、補助事業者が補助対象者に支給した賃金（各種手当を含む。）と法定福利費（事業者負担額）の合計月額から緑の雇用事業の助成金を差し引いた額を上回らない額とする。	90,000円（月上限）	全国森林組合連合会等の実施する「緑の雇用」現場技能者育成対策事業（以下「緑の雇用事業」という。）において雇用する林業従事者を対象とする。ただし、町長が必要と認めたものについてはこの限りではない。
	研修生支援事業	高知県林業研修支援事業費補助金交付要綱（令和3年10月15日付け3高森推第311号高知県林業振興・環境部長通知）の対象研修生の要件を満たす者	林業研修に要する教材費、資格取得費、資材購入費、保険料及び研修中の生活費のうち、町長が適当であると認める経費に対して補助する。	150,000円/月（定額）	補助事業の実施に当たっては、高知県林業研修支援事業費補助金交付要綱（令和3年10月15日付け3高森推第311号高知県林業振興・環境部長通知）、高知県林業研修支援事業実施要領（令和3年10月15日付け3高森推第311号高知県林業振興・環境部長通知）に基づくものとする。
	研修生支援事業（受入事業体）	高知県林業研修支援事業費補助金交付要綱（令和3年10月15日付け3高森推第311号高知県林業振興・環境部長通知）の対象研修受入林業事業体の要件を満たす者	研修生に技術・技能を習得させるための研修指導費に対する経費として、研修生1人当たりの月額を補助する。	50,000円/月（定額）	
	安全装備導入事業	町内に住所を有し、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第36条第8号及び第8号の2に掲げる伐木等の業務に係る特別教育を受	次に掲げる安全装備等の購入費 ア 保安帽（イヤーマフ、フェイスガード付き） イ 防振手袋 ウ チェーンソー防護ズボン	一人当たり2万円以内	

		講した者で、かつ、高知県小規模林業推進協議会の会員である者	エ 先芯入り滑り止め付き作業靴等		
森林環境保全事業	鳥獣管理事業	森林所有者又は森林所有者から委託等を受けた大豊町内に事務所を置く法人等若しくは集落活動センター等とする。	鳥獣管理を行うために必要な資機材の購入経費	10/10以内	申請上限 年2回まで
			鳥獣管理を行うための忌避剤散布等の作業を行う作業員に要する経費	1人/日 当たり 16,000円 以内	
	里山林等保全事業	森林所有者	忌避剤散布の支障草木除去の作業を行う作業員に要する経費		
			生活環境維持のため里山林等の除伐等を自伐林家又は自伐型林家に委託する経費にたいして補助	上限 300,000 円 (ただし 実行経費 以内か つ、搬出 間伐によ り収益が 発生する 場合はそ の額を差 し引いた 額)	申請上限 年度を問わず1施業地につき1回まで(過去に当事業を活用した森林に隣接する森林については不可)かつ、1申請者につき1回まで 施業後の措置 原則搬出とする。ただし、搬出が不可能な場合はその限りではない。搬出が不可能な場合は景観や安全性、周辺の環境に配慮し玉切りを行ったうえで桧積する等の措置を行うこと。

別表第2（第4条、第6条関係）

1	暴力団等（大豊町暴力団排除条例（平成23年大豊町条例第8号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団等をいう。以下同じ。）であるとき。
2	暴排条例第11条の規定に違反した事実があるとき。
3	その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（暴排条例第2条第2号に規定する暴力団等の内、暴力団員又は暴力団準構成員をいう。以下同じ。）であるとき。
4	暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
5	暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
6	暴力団等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
7	いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団（暴排条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。）の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
8	業務に関し、暴力団等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
9	その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団等を利用したとき。
10	その役員が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。